**令和６・７年度深浦町小規模修繕等契約希望者登録について**

◆**制度の目的**

町が発注する小規模な修繕等について、町の建設工事入札参加資格審査申請が困難な町内の小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化に資することを目的しています。

◆**対象となる契約等**

**・**小規模修繕の対象となる契約は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、１件の予定価格が５０万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む。）のものです。

**・**登録申請をした事業者は、登録名簿に登載され、町が小規模修繕を発注する際の見積依頼の対象となります。**ただし、見積依頼や契約を約束するものではありませんのでご注意ください。**

◆**登録できる要件**

町内に住所を有する方又は主たる事業所を有する方です。ただし次の各号のいずれかに該当する方は除きます。

**・**成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者

**・**深浦町建設工事指名業者資格審査規程並びに指名競争入札参加の資格に基づく有資格者名簿に登載されている者

**・**希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者

**・**町税等を滞納している者

**・**代表者（役員及び委任を受けた者を含む。）又はその経営に事実上参加している者が、集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

**・**その他、公共発注の相手方として不適当と認められる者

◆**登録対象業種**

登録できる業種は、次の１８業種のうち５業種以内です。

①土木一式　②建築一式　③左官　④屋根　⑤電気　⑥管　⑦鋼板・鉄筋等　⑧板金　⑨ガラス　⑩塗装　⑪内装仕上げ　⑫機械器具設置　⑬電気通信　⑭造園　⑮建具　⑯水道設備　⑰消防設備　⑱その他

※資格が必要な業種（⑤電気は、第一、第二種電気工事士免状など。⑥管は、深浦町指定給水装置工事事業者証など）

◆**申請書等の提出方法**

　　次の書類等を深浦町建設水道課まで持参又は郵送等で１部提出してください。

**・**深浦町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第１号）

　　　※様式は、役場建設水道課及び両支所窓口に置いてあります。また、深浦町ホームページからもダウンロードできます。

**・**申請者が法人にあっては、登記簿謄本又はその写し（３か月以内）

**・**申請者が個人にあっては、身分証明証又はその写し（３か月以内）

**・**希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証する書類の写し

**・**直近の納税証明書又は非課税証明書

**・**その他町長が必要とする書類（必要な場合は個別に連絡します。）

◆**受付期間**

　　令和６年３月１日（金）から令和６年３月２５日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時１５分から午後５時まで）

※受付期間以降でも随時受付します

◆**登録の有効期間**

名簿登録の日（令和６年４月１日予定）から令和８年３月３１日まで

※名簿登録は、申請書受理後の審査結果後となります。また、深浦町ホームページで登録名簿を公表します。

**■提出・問合せ先**

　提出先

　　〒０３８－２３２４

　　青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢８４－２

　　深浦町役場　建設水道課　管理係

　問合せ先

　　電話　７４－４４１３（建設水道課直通）